

参議院社会労働委員会会議録第三十八号

昭和三十三年七月十二日(火曜日)午前
十時五十八分開会

委員の異動

七月九日委員北畠教真君辞任につき、
その補欠として大谷藤之助君を議長に
おいて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
吉武 恵市君

委員

鹿島 俊雄君
勝保 稔君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君

政府委員

厚生政務次官 内藤 隆君
事務局側
常任委員 増本 甲吉君
会専門員

説明員

厚生省引揚援
護局庶務課長 福田 芳助君

本日の会議に付した案件

○社会保険審査官及び社会保険審査会
法の一部を改正する法律案(内閣送
付、予備審査)

○未帰還者留守家族等援護法の一部を
改正する法律案(内閣送付、予備審
査)

○原子爆弾被害者の医療等に関する法

律の一部を改正する法律案(内閣送
付、予備審査)

○委員長(加藤武徳君) それではただ
いまから委員会を開きます。

まず委員の異動を報告いたします。
七月九日付をもって北畠教真君が辞
任し、その補欠として大谷藤之助君が
選任されました。右御報告をいたしま
す。

○委員長(加藤武徳君) それでは法案
の審査に入りたいと思っておりますが、公
報で御承知願っておりますように、

きょうは、社会保険審査官及び社会
保険審査会法の一部を改正する法律
案、それから未帰還者留守家族等援
護法の一部を改正する法律案、原子
爆弾被害者の医療等に関する法律の
一部を改正する法律案、この三法案
を公報に登載いたしておりますし、
いずれも予備審査でございます。従っ
て、きょうは、この三法案の御審議を
願いたい、かように考えるわけであり
まして、質疑のおありの向きは三法案
を一括して議題といたしますので、い
ずれの法案に対しても御質疑のおあ
りの方は御発言を願う、かようにお願
いしたいと思います。

なお、三法案に対しましては、すで
に提案理由の説明を政府から聴取いた
しておるのでございますが、手元に資
料等お持ちでない方は、若干提案理由
的なこともあわせて政府に御答弁願う
というの、一個の方法であらう、かよ
うに考えておるわけでありまして、

それでは法案の審査に入ります。社
会保険審査官及び社会保険審査会法の一
部を改正する法律案、未帰還者留守
家族等援護法の一部を改正する法律
案、原子爆弾被害者の医療等に関する
法律の一部を改正する法律案、右三案
を議題といたします。御質疑のおあり
の方は、順次御発言を願います。

○紅露みつ君 私は、この中の未帰還
者留守家族等援護法の一部を改正する
法律案についてお尋ねを申し上げたい
と思ひます。

この改正案というのは、今日まで数
度にわたつて期限を延長をしてきたわ
けでございますが、今回も延長が一番
これは大きな改正点だと思ひるのでござ
います。これは期限を延長するとい
うほかに、未帰還者留守家族の方々か
らのいろいろな御要望もあるものではな
いかと思ひるのでございますが、この改
正に際しまして、適当であるというも
のがあればそういうことも考慮しなけ
ればならないのではないかと思ひます
が、その経過を一つお聞かせいただき
たいと思ひます。それが一点ござい
ます。

それから今日この未帰還者留守家族
というの、該当する者がどれくらい
になっておりますか、その数も伺いた
いと思ひます。

それからこれらをお尋ね申し上げ
たようなことを勘案いたしまして、今
後これをどうするかという方針を伺つ
ておきたい。二年後にまた二年延ばす
というより、そこにいつてはまた二

年ずつ足してきたわけでございます
が、今後の見通しでございますね、ど
ういうふうに持っていけるか、この
三点について、その他のことにつきま
してもだいたい提案理由から日もたつて
おることでございますから、一つでき
るだけ詳しく御説明を伺いたいと思ひ
ます。

○委員長(加藤武徳君) 政府からは渡
邊厚生大臣、ただいま衆議院の社労
委員会に出席いたしておりますので、
内藤政務次官が出席されております
し、森本保険局長、引揚援護局からは
福田庶務課長、公衆衛生局からは河角
企画課長等が出席をいたしております。

ただいまの紅露委員の質問に対して
御答弁を願ひたいと思ひます。

○説明員(福田芳助君) お答えいたし
ます。

まず、第一点の帰還患者に対するい
ろいろな要望、あるいは今後研究しな
くてはいけない点等についてでありま
す。その端的に現われておりますのは、
実は日本傷痍軍人会から出ておる五
つの要望事項が最も検討すべき項目で
あります。その一つ、これは御承知
の通り、今回政府提案に盛りられてお
りますところの療養給付の期間の切れる
者に対する措置であります。二つは、
現在の法律では旧法——旧法と申しま
しても未復員者給与法ですが、未復員
者給与法以内に帰つて来た者、つまり
昭和二十八年七月末までに帰還または
引き揚げて来ましたが、傷病恩

給等をもらっております者は留守援法
の療養の適用を受けることができない
にもかかわらず、新法施行後、二十八
年八月一日以降帰つて来た者は、傷病
恩給をもらっておりまして留守援法
の療養給付を受けることができるとい
う、この一つの時期を境にしまして、
法の不公平な問題があるわけござい
ます。従ひまして、これを是正しまし
て、旧法時代に帰つて来ましたがにと
りまして療養給付が受けられるよう
にしたいという要望があるわけ
でございます。これが二点目の問題です。
次に三番目として、現在の法律
では時効制度がありまして、帰還ある
いは復員後二年間で時効になる。二年
の間療養申請をしなければならぬと
いう規定があるわけございまして、
この時効にかかりまして失権した人も
中にはあるわけございまして、もち
ろん数は非常に少ないと思ひますが、
事柄が事柄だけに非常に気の毒な状態
になっておる対象もあるわけでありま
す。従ひまして、この時効の制度を廃
止してもらいたい、こういう要望が三
点目にございまして、

次に四点目として、現在傷病恩
給をもらっておりまして療養給付をし
ておる者、つまり先ほど第二点で申し
上げたもののうち、新法施行後に帰つ
て来まして療養給付を受けておる、権
利のある人でありまして、これにつき
ましては、一部負担金、療養費の一部
を政府が徴収することになっておりま
す一部負担金制度というものでありま

して、額は月額五十円ないし三千六百円になっております。この一部自己負担制度を廃止してもらいたいといった問題点があります。

なお、次の五点としまして、政府提案では、療養給付の期間延長をとりあえず二年間といたしておりますが、二年間とせずに転帰に至るまで期間を延ばしてもらいたいという問題点があるわけでありまして。

第六に、時効ではないが、現在の法律は期間の延長のために現に療養を受けておる者が引き続いて療養を受けるといふ、まあ変な延ばし方をしてくております。従いまして、帰って来ましてから三年間は療養申請をする権利があるわけでありまして、そのうち、まず一年目に療養給付を受けたところ、やや軽快しまして療養給付を中止されておつたところ、三年目の壁の通り越すときに、現に療養給付を受けておらないグループの人であったところが、その後再発したという場合に、再発者は対象に含まれないという法律になっておるわけです。

以上の六点が、期間延長を一つに合わせると五点ということになります。内容的にはその五点が問題点になるわけでありまして。

そこで、それらはいずれも検討すべき問題ではあります。本年の予算におきまして、日本傷痍軍人の実態調査の費用が社会局更生課系統の予算に入りまして調査をいたすことになっております。これらの根本的な問題点につきましましては、よく実情を握らない限り施策が講じられせんので、その調査を待ちまして善処をいたしたいというのが今年度の厚生省の基本的な考え

方でありまして。従いまして、期間延長等につきましては、二年間という暫定的な期間、まあもちろん二年間も、従前期間延長をいたしてきましたときには二年間という延ばし方が多かったわけでありまして、とりあえず二年間を延ばしておきまして、今後の調査の結果に待たれたいという考え方で二年間という提案をいたしたわけでありまして。

そこで、二年間の提案の理由は、そうでありまして、どうしてこうたびたび留守療法の療養給付が小刻みに今まで延ばされてきたか、つまり未復員者給与法時代に帰って来まして未復員者給与とす、すでに五年延長になって、今回で六回目の延長ということになるわけでありまして。それは留守療法は実は戦後の引揚者あるいは帰還者の暫定的な措置、暫定立法として立法されたものでありまして、そう長期にわたるものではないことをこの法律は予期しておつたわけでありまして。このように療養給付というところであれば、本来恒久立法の法律によって処すべきであつて、今これを今後永久に転帰に至るまでで療養給付をするということを変更するにしまして、こういつた留守療法という暫定立法でなしに、恒久立法でいたすべきじゃないかと思つたりしております。以上が最近の要望な問題点を、まず御質問の一点にお答えしたわけでありまして。

次に、第二点の現在帰還者の患者はどれほどの数があるかということですが、その数は約三千七百名にわたります。その大部分の八五％にわたる人は結核性疾患でありまして、他の七％は精神病といふふうな結核性疾患と精神病が大部分であります。そのため

相当長期に療養を要する人がほとんどであるといふ実態になっております。その三千七百名のうち入院患者と通院との関係でございますが、千三百名程度が入院患者でありまして、他は通院といふことになっております。そのうち問題の一部自己負担の徴収を受けておる者が約五百名、金額にしまして年間九百万円程度であります。

次に、三点の今後の問題、今後の善処の方法でございますが、すでに第一の点にからみまして申し上げましたように、実態調査等を待ちまして処していきたい、こう考えております。

○紅霞みつ君 大体御説明でわかりませんが、この残された三千七百名の大体が結核の患者というわけですね。そこに精神病が入つておるといいたします。これはなかなか二年くらいではいじやないでしようか。それなのにやはり今回も二年ということにいたしますか。そのところの考え方はどうなんですか。

○説明員(福田芳助君) 先ほど申し上げましたように、従前の期間延長は暫定立法の關係上非常に短期、たとえば一年、二年、三年という延長の仕方をしてきましたので、今回もその例になつたわけでありまして、根本には実態調査を待ちまして施策したいという考え方がありましたので、従つて、この期間についてもこのように従前にならう、それ以上の深い意味はなかつたのでございまして。

○紅霞みつ君 従前になつたということでございますが、野党なればそんな五回も六回も同じことを繰り返すなるといふのはちよつと見通しがなさ過ぎると言いたいところでございます。うね。実態調査によつていろいろお考えになるのだから、今度はいくつかお考えになつて、そしてこれはもうこういふふうな煮詰めてちゃんとお客の病氣もわかっているのですから、どうせ見て上げるのでございまして、患者が安心をして、それからその家族の者が安心して療養のできるような施設をとつてやるのが私はいいんではないかと思つてございまして。その点は十分一つお考えになつて、あまりまた二年またちよつと出していくようなことは何か非常に見通しがいい。どうかそのところは十分御検討になつて改正していただくように。

○委員長(加藤武徳君) 速記を落とす。〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を始め。○徳永正利君 実態調査をやると言われますが、実態調査の結果は、大体見通しはいつごろにどういふ格好で出てくるか、格好といふか、結論を出されるつもりか。それを明確にもう一ぺんお答えを願いたい。

○説明員(福田芳助君) 直接の担当でございませぬ。実は先ほど申し上げましたように、社会局更生課で直接担当いたしておるわけでありまして、聞きましますと、日本傷痍軍人會に調査を委託いたしました。調査結果は九月末ごろに回収され、集計等の結果は十一月ごろに出される予定と聞いております。

○徳永正利君 せっかく国が補助金を出しておやりになるのですから、その

どのくらいにやられるだろうというふうなことでなくて、もう少しはっきりした厚生省の態度で、いつまでによれ、やれないところはいろいろな指導をするなりされて、その辺を、だろふじやなくて、もう少し踏み込んだ結論をお願いしたいと思います。

それから未帰還者留守家族等援護法というふうな法律は、これはこの中に適用されるのはどういふ人々がこれに対象になるのですか。

○説明員(福田芳助君) この法律は未帰還者といふことが根本になつておるわけでありまして、その未帰還者があつた場合に留守家族を援護する。それから未帰還者が帰つてきた場合に手当金を、帰郷旅費等の手当金を出すと、あるいは病氣の場合はこのように療養給付をする。つまり未帰還者の留守家族を援護し、帰つてきた場合には未帰還者御本人を援護するといふことになつておるわけでありまして、その未帰還者とは何かと申し上げますと、まず第一は、いわゆる未復員者であります。元の陸海軍に属しておりました軍人軍属でまだ未復員の者、これが第一の大きなグループであります。

次に第二としまして、一般邦人でまだ引き揚げの終わつておらない人、それは地域的に制限がありまして、ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州または中国本土、このようにいわゆる共産圏諸国、いわゆる北のグループの国々から、帰つたけれども帰れない一般邦人の人たちが対象になっております。これが第二のグループ。それから第三としまして、これは特殊なグループですが、現在はおらずで

○説明員(福田芳助君) 死亡の事実の判明いたす時期までは未帰還者留守家族等援護法によります留守家族の援

の扶助料をもらうことになっており、すほか、五万円の弔慰金が戦傷病者等遺族援護法で出るようになっておりま

会保険審査会法の一部改正案並びに原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正案等につきまして、質疑のお

第三六七一号 昭和三十五年六月十日受理

第三六八五号 昭和三十五年六月十三日受理

榮養士法等改正に関する請願

請願者 香川県木田郡三木町井戸二六四 香西信子外百十九名

紹介議員 谷口弥三郎君

この請願の趣旨は、第三六七一号と同じである。

第三六八七号 昭和三十五年六月十三日受理

榮養士法等改正に関する請願

請願者 長野県飯山市飯山一、二三四 上松勝外三百七名

紹介議員 勝俣 稔君

この請願の趣旨は、第三六七一号と同じである。

第三六八九号 昭和三十五年六月十四日受理

榮養士法等改正に関する請願

請願者 山口県防府市宮市中市三七五河島浩方 古屋玲子外八十二名

紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第三六七一号と同じである。

第三六九〇号 昭和三十五年六月十四日受理

榮養士法等改正に関する請願

請願者 茨城県土浦市千束町秋元道子外四百三十九名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三六七一号と同じである。

第三六九一号 昭和三十五年六月十四日受理

榮養士法等改正に関する請願

請願者 長崎市昭和町七二三昭和アパート十号 渡那朝祥外二百一名

紹介議員 秋山俊一郎君

この請願の趣旨は、第三六七一号と同じである。

第三七〇〇号 昭和三十五年六月十五日受理

榮養士法等改正に関する請願

請願者 札幌市旭町五ノ七六浅川万三外二百六十名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第三六七一号と同じである。

第三七〇一号 昭和三十五年六月十五日受理

榮養士法等改正に関する請願

請願者 栃木県小山市本町二、二二〇 大島千代子外二百九十六名

紹介議員 湯澤三千男君

この請願の趣旨は、第三六七一号と同じである。

第三七〇二号 昭和三十五年六月十五日受理

榮養士法等改正に関する請願

請願者 東京都大田区市野倉町三九五 佐伯芳子外六百三十八名

紹介議員 横山 フク君

この請願の趣旨は、第三六七一号と同じである。

第三七〇三号 昭和三十五年六月十五日受理

榮養士法等改正に関する請願

請願者 東京都大田区新井宿四ノ一、〇〇六 佐伯敦

外二百六十六名

紹介議員 黒川 武雄君

この請願の趣旨は、第三六七一号と同じである。

第三七〇四号 昭和三十五年六月十五日受理

榮養士法等改正に関する請願

請願者 和歌山市真砂町二ノ二坂本一男外百三十六名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第三六七一号と同じである。

第三七〇五号 昭和三十五年六月十五日受理

榮養士法等改正に関する請願

請願者 名古屋市中区指釜町七高柳清十郎外二百三十五名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第三六七一号と同じである。

第三七〇六号 昭和三十五年六月十五日受理

榮養士法等改正に関する請願

請願者 埼玉県秩父郡野上町本野上 永田孝治外三百五十九名

紹介議員 小林 英三君

この請願の趣旨は、第三六七一号と同じである。

第三七〇七号 昭和三十五年六月十五日受理

榮養士法等改正に関する請願

請願者 新潟県糸魚川市横町一糸魚川保健所内 山崎文雄外四百六十六名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第三六七一号と同じである。

第三七〇八号 昭和三十五年六月十五日受理

榮養士法等改正に関する請願

請願者 徳島市田宮町朝日住宅米田迪外三百七十七名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第三六七一号と同じである。

第三七一一号 昭和三十五年六月十六日受理

榮養士法等改正に関する請願

請願者 岡山県倉敷市美和町一、〇八五 矢野喜子外三百八十八名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第三六七一号と同じである。

第三七一一号 昭和三十五年六月十六日受理

榮養士法等改正に関する請願

請願者 静岡県熱海市熱海国立熱海病院内 大村蘭子外四百七十七名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第三六七一号と同じである。

第三七一五号 昭和三十五年六月十六日受理

榮養士法等改正に関する請願

請願者 東京都台東区浅草雷門一ノ三ノ三 堀田平七郎外四百二十一

紹介議員 鹿島 俊雄君

この請願の趣旨は、第三六七一号と同じである。

第三七一六号 昭和三十五年六月十六日受理

榮養士法等改正に関する請願

請願者 山口市河原三五ノ二筒井孫四郎外百十六名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第三六七一号と同じである。

第三六七三三号 昭和三十五年六月十六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島市大黒町一鹿兒島県美容環境衛生同業組合理事長 春田陽三外四名

紹介議員 田中 茂雄君

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が施行されてから、早くも三年になろうとしているが、環境衛生同業組合とその事業の運営において、立法内容の不備から法の主旨実現が望み薄い上に、幾多の困難な問題が発生し、ために組合員の不満動揺、役員の辞職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば混乱はさらに拡大深刻化し、遂には組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できないから、これが根本的対策として、(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、(三)福利厚生に関する施設に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁

法適用の排除に関する措置、(七)組合交渉権に関する措置、(八)加入命令に関する措置、(九)設備新設制限命令に関する措置、(十)規制命令の自動的発動に関する措置、(十一)税法上の減免に関する措置等に万全を期して本法の一部を改正する等の措置を講ぜられたことの請願。

第三六七五号 昭和三十五年六月十一日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西八ノ五全国クリーニング

環境衛生同業組合連合会長 赤羽長一郎

紹介議員 天竺 良吉君

この請願の趣旨は、第三六七三号と同じである。

第三七一七号 昭和三十五年六月十六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町二ノ一五六全日本美容業

環境衛生同業組合連合会理事長 網倉紀葉子

外五名

紹介議員 一松 定吉君

この請願の趣旨は、第三六七三号と同じである。

第三七一八号 昭和三十五年六月十六日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区神田豊島町四全国公衆浴場業

環境衛生同業組合連合会理事長 橋倉晴二外五名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第三六七三号と同じである。

第三六九五号 昭和三十五年六月十五日受理

理容師法の一部改正に関する請願

請願者 山口市今市六一山口県

理容環境衛生同業組合理事長 中村武司外十

五名

紹介議員 吉武 恵市君

理容業界の構造的欠陥の是正及び素質の向上等の体質改善策を確立し、もつて業界の安定と社会衛生に寄与するため、(一)理容師養成施設において、年々一万三百人近い過剰理容師が育成されて業界に送り込まれる結果、必然的に過度競争をますます激化し、理容業界の不安定の原因となつてゐるから、養成施設の適正配置並びにその定員の規正等適切な措置を講ずること、(二)現行法による養成課程中、実地訓練(二箇年)の実情は、徒弟代用として使われるケースがきわめて多いから、同訓練を養成施設学修期間に繰り入れること、(三)理容師の資格を制定すること、(四)理容師試験を統一すること、(五)理容師及び理容管理者の従業届出の制度を設けること、(六)理容師手帳の制度を確立すること等の実現するよう理容師法の一部を改正せられたことの請願。

七月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

第三七一七号 昭和三十五年六月十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 千葉市本千葉町九二石橋重俊外二十四名

紹介議員 小沢久太郎君

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が施行されてから、早くも三年になつてゐるが、環境衛生同業組合とその事業の運営において、立法内容の不備から法の主旨実現が望み薄い上に、幾多の困難な問題が発生し、ために組合員の不満動揺、役員の辞職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば混乱はさらに拡大深刻化し、遂には組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できないから、これが根本的対策として、(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、(三)福利厚生に関する施設に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁法適用の排除に関する措置、

化に関する法律の一部改正に関する請願

第三七一七号 昭和三十五年六月十七日受理

第三七一七号 昭和三十五年六月十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 千葉市本千葉町九二石橋重俊外二十四名

紹介議員 小沢久太郎君

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が施行されてから、早くも三年になつてゐるが、環境衛生同業組合とその事業の運営において、立法内容の不備から法の主旨実現が望み薄い上に、幾多の困難な問題が発生し、ために組合員の不満動揺、役員

の辞職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば混乱はさらに拡大深刻化し、遂には組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できないから、これが根本的対策として、(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、(三)福利厚生に関する施設に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁法適用の排除に関する措置、

第三七一七号 昭和三十五年六月十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 千葉市本千葉町九二石橋重俊外二十四名

紹介議員 小沢久太郎君

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が施行されてから、早くも三年になつてゐるが、環境衛生同業組合とその事業の運営において、立法内容の不備から法の主旨実現が望み薄い上に、幾多の困難な問題が発生し、ために組合員の不満動揺、役員

の辞職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば混乱はさらに拡大深刻化し、遂には組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できないから、これが根本的対策として、(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、(三)福利厚生に関する施設に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁法適用の排除に関する措置、

第三七一七号 昭和三十五年六月十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 千葉市本千葉町九二石橋重俊外二十四名

紹介議員 小沢久太郎君

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が施行されてから、早くも三年になつてゐるが、環境衛生同業組合とその事業の運営において、立法内容の不備から法の主旨実現が望み薄い上に、幾多の困難な問題が発生し、ために組合員の不満動揺、役員

の辞職等の傾向が次第に広がり、このまま推移するならば混乱はさらに拡大深刻化し、遂には組合は崩壊のやむなきに至り、本法の目的はとうてい達成できないから、これが根本的対策として、(一)出資に関する措置、(二)営業施設の配置の基準の設定に係る法的効力に関する措置、(三)福利厚生に関する施設に関する措置、(四)組合事業の員外利用に関する措置、(五)適正化規程の自動的発効に関する措置、(六)独禁法適用の排除に関する措置、

第三七一七号 昭和三十五年六月十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

(七)組合交渉権に関する措置、(八)加入命令に関する措置、(九)設備新設制限命令に関する措置、(十)規制命令の自動的発動に関する措置、(十一)税法上の減免に関する措置等に万全を期して本法の一部を改正する等の措置を講ぜられたことの請願。

第三七二三号 昭和三十五年六月十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 岡山市一番町六岡山県

理容環境衛生同業組合理事長 河相一人外四名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第三七一七号と同じである。

第三七二四号 昭和三十五年六月十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 静岡市追手町二五〇静岡県理容環境衛生同業組合理事長 海津康治

外五名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第三七一七号と同じである。

第三七二八号 昭和三十五年六月二十一日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 新潟県長岡市新町新潟県

理容環境衛生同業組合内 反町清外三名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第三七一七号と同じである。

この請願の趣旨は、第三七一七号と同じである。

第三七二九号 昭和三十五年六月二十一日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 岡山市内山下二四岡山県クリーニング環境衛生同業組合理事長 矢一明雄外四名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第三七一七号と同じである。

第三七三〇号 昭和三十五年六月二十一日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 山形市六日町平和通山形県食肉環境衛生同業組合理事長 工藤武雄

外二十四名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第三七一七号と同じである。

第三七三十一号 昭和三十五年六月二十一日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都港区芝高浜町一〇全国食肉環境衛生同業組合連合会内 大橋源治郎外二十四名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第三七一七号と同じである。

第三七三三三号 昭和三十五年六月二十二日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都港区芝高浜町一〇東京都食肉環境衛生同業組合理事長 長尾 聖太郎外二十四名

紹介議員 谷口 慶吉君

この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第三七三四号 昭和三十五年六月二十二日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島市郡元町二、六九九鹿児島県食肉環境衛生同業組合理事長 瀬戸口慶三外二十四名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第三七三五号 昭和三十五年六月二十二日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願（二通）

請願者 静岡市阿部町二ノ五静岡同業食肉環境衛生同業組合理事長 長島晋作外三十名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第三七三八号 昭和三十五年六月二十三日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 宮崎市橋通一ノ四〇宮崎同業食肉環境衛生同業組合理事長 長島晋作外三十名

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 岡山市内網浜一、三二二岡山県食肉環境衛生同業組合理事長 岡本 義夫外二十四名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第三七三九号 昭和三十五年六月二十三日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 山形県長井市五十川一、一六〇大道寺昭子外二百二十七名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第三七一九号と同じである。

第三七二〇号 昭和三十五年六月十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 青森県八戸市市字花根手六 佐藤道生外二百八十名

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第三七二〇号と同じである。

第三七二二号 昭和三十五年六月十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 愛媛県松山市道後御出町 池山一男外三百五十一名

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都新宿区信濃町一八ノ二 茂木専外六百五十九名

紹介議員 岩沢 忠恭君

この請願の趣旨は、第三七二〇号と同じである。

第三七二六号 昭和三十五年六月十八日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 大阪府浪速区元町二ノ八二大阪府食肉環境衛生同業組合理事長 荒 山林蔵外二十四名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第三七二〇号と同じである。

第三七四四号 昭和三十五年六月二十四日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 熊本市本庄町五四八熊本県食肉環境衛生同業組合理事長 山下時良外二十四名

紹介議員 田中 茂雄君

この請願の趣旨は、第三七四四号と同じである。

第三七四九号 昭和三十五年六月二十五日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 神戸市長田区新澤通り七ノ二五兵庫県食肉環境衛生同業組合理事長 平井幸義外二十四名

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 愛媛県松山市道後御出町 池山一男外三百五十一名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第三七二〇号と同じである。

第三七四四号 昭和三十五年六月二十四日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 大阪府浪速区元町二ノ八二大阪府食肉環境衛生同業組合理事長 荒 山林蔵外二十四名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第三七二〇号と同じである。

第三七四九号 昭和三十五年六月二十五日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 熊本市本庄町五四八熊本県食肉環境衛生同業組合理事長 山下時良外二十四名

紹介議員 田中 茂雄君

この請願の趣旨は、第三七四四号と同じである。

第三七五二号 昭和三十五年六月二十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 神戸市生田区中山手通り六ノ九五ノ七兵庫県

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 愛媛県松山市道後御出町 池山一男外三百五十一名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第三七二〇号と同じである。

第三七四四号 昭和三十五年六月二十四日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 大阪府浪速区元町二ノ八二大阪府食肉環境衛生同業組合理事長 荒 山林蔵外二十四名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第三七二〇号と同じである。

第三七四九号 昭和三十五年六月二十五日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 熊本市本庄町五四八熊本県食肉環境衛生同業組合理事長 山下時良外二十四名

紹介議員 田中 茂雄君

この請願の趣旨は、第三七四四号と同じである。

第三七五二号 昭和三十五年六月二十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 神戸市生田区中山手通り六ノ九五ノ七兵庫県

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に関する請願

美容業環境衛生同業組
合理事長 吉田光枝外
五名

紹介議員 岸田 幸雄君
この諸願の趣旨は、第三七四四号と同
じである。

第三七五三号 昭和三十五年六月二
十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に關
する法律の一部改正に関する諸願

請願者 札幌市北八条西四丁目
北海道クリーニング環
境衛生同業組合理事長
市川米三郎

紹介議員 苦米地炎修君

この諸願の趣旨は、第三七四四号と同
じである。

第三七五四号 昭和三十五年六月二
十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に關
する法律の一部改正に関する諸願

請願者 福岡市箱崎高須廣福同
業食肉環境衛生同業組
合理事長 林初三郎外
二十四名

紹介議員 高野 一夫君

この諸願の趣旨は、第三七四四号と同
じである。

第三七五八号 昭和三十五年六月二
十七日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に關
する法律の一部改正に関する諸願

請願者 神戸市生田区元町通四
ノ六二兵庫県理客環境
衛生同業組合理事長
津田時義外五名

紹介議員 中野 文門君

この諸願の趣旨は、第三七四四号と同
じである。

第三七六四号 昭和三十五年六月二
十九日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に關
する法律の一部改正に関する諸願

請願者 静岡市常和町一ノ七静
岡県美容環境衛生同業
組合理事長 川根高治
外五名

紹介議員 鈴木 万平君

この諸願の趣旨は、第三七四四号と同
じである。

第三七六五号 昭和三十五年六月三
十日受理

環境衛生関係営業の運営の適正化に關
する法律の一部改正に関する諸願

請願者 神戸市生田区北長狭通
八ノ二一兵庫県旅館環
境衛生同業組合理事長
富田太外五名

紹介議員 青田源太郎君

この諸願の趣旨は、第三七四四号と同
じである。

第三七六六号 昭和三十五年六月二
十四日受理

栄養士法等改正に関する諸願

請願者 新潟県加茂市上条 風
間芳男外三百八十九名

紹介議員 山本 杉君

栄養士並びに関係者の利益ばかりでな
く、国民栄養改善の目的達成という大
乗の見地から、栄養士法、栄養改善法
の改正を促進すべきであると考えられ
るから、栄養審議会の答申にもとづ
き、栄養士の資質向上については、

(一) 独立学科、(二) 三年制、(三)

国家試験、以上三点の実現を図り、さ
らに栄養士の身分、権限(とくに管理
権)その他の明確化、集団給食施設に
栄養士の配置並びに食数の引下げ等の
改正措置を講ぜられたいとの諸願。

第三七五五号 昭和三十五年六月二
十七日受理

栄養士法等改正に関する諸願

請願者 鹿児島市長田町九五
大類幸作外二百三十七
名

紹介議員 高野 一夫君

この諸願の趣旨は、第三七四六号と同
じである。

第三七六二号 昭和三十五年六月二
十八日受理

栄養士法等改正に関する諸願

請願者 東京都新宿区西大久保
四ノ一七の 半田武夫
外五百五十六名

紹介議員 安井 謙君

この諸願の趣旨は、第三七四六号と同
じである。

第三七六七号 昭和三十五年六月二
十四日受理

理容師法の一部改正に関する諸願

請願者 東京都港区赤坂表町三
ノ二タカラ会館内東京
都理容環境衛生同業組
合理事長 杉田松五郎
外十六名

紹介議員 山本 杉君

理容業界の構造的欠陥の是正及び素質
の向上等の体質改善策を確立し、もつ
て業界の安定と社会衛生に寄与するた
め、(一) 理容師養成施設において、
年々一万三百人近い過剰理容師が育成

されて業界に送り込まれる結果、必然
的に過度競争をますます激化し、理容
業界の不安定の原因となつてゐるか
ら、養成施設の適正配置並びにその定
員の規正等適切な措置を講ずること、

(二) 現行法による養成課程中、実地
習練(一箇年)の実情は、徒弟代用と
して使われるケースがきわめて多いか
ら、同習練期間を養成施設学修期間
に繰り入れること、(三) 理容師
の資格を制定すること、(四) 理容師
試験を統一すること、(五) 理容師及
び理容管理者の従業届出の制度を設け
ること、(六) 理容師手帳の制度を確
立すること等の実現するよう理容師法
の一部を改正せられたいとの諸願。

七月十一日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の
一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の
一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の
一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の
一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の
一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭
和三十七年法律第二百七十七号)の一
部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「第一項第
二号に該当する者及び同項第三号」
を「第一項第二号に該当する者であ
つて次条第一項第二号に掲げる期間
内にあるもの及び第一項第三号」に
改める。

第二十四条第一項中「祖母」の下
に「並びに死亡した者が入夫(民法
の一部を改正する法律(昭和二十二
年法律第二百二十二号)による改正

前の民法(明治三十一年法律第九号)
に規定する入夫婚姻による入夫をい
う。)でありその死亡の日が日本国
憲法の施行に伴う民法の応急的措置
に関する法律(昭和二十二年法律第
七十四号)の施行の日前である場合
におけるその死亡した者の死亡の当
時における当該入夫婚姻による配偶
者の父(以下「姻族である父」とい
う。)及び母(以下「姻族である母」と
いう。)を加える。

第二十五条第一項各号列記以外の
部分中「父」の下に「姻族である父
を含む。以下この項及び第三項並び
に第三十一条において同じ。」を、
「母」の下に「(姻族である母を含む。
以下この項及び第三項並びに第三十
一条において同じ。)」を加え、同条
第四項本文中「祖父父母を祖父父母、
姻族である父母」に、同項ただし書
中「実父母を後にする」を「実父母
を後にし、姻族である父母について
は、姻族である養父母を先にし姻族
である実父母を後にする」に改め
る。

附則

1 この法律の施行期日は、別に法
律で定める。

2 この法律の施行に伴う経過措置
については、別に法律で定める。

昭和三十五年七月十四日印刷

昭和三十五年七月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局